

認定水量

区分	基本量	超過量
一般家事用	人員2人まで(1人につき)8m ³	1人増す毎に7m ³ ※別紙早見表
官公署、事務所、医院(入院設備のないもの)、その他これに類するもの	人員10人まで40m ³	5人又はその端数毎に20m ³
病院、医院(入院設備のあるもの)、その他これに類するもの	5ベットまで75m ³	1ベット増す毎に15m ³
学校、幼稚園、保育園、その他これに類するもの	定員50人まで90m ³	50人又はその端数毎に90m ³
劇場、映画館、その他これに類するもの	定員100人まで40m ³	50人又はその端数毎に20m ³
旅館、ホテル、サウナ風呂、その他これに類するもの	従業員5人まで160m ³	1人増す毎に32m ³
飲食店、喫茶店、貸席、遊技場、その他これに類するもの	従業員5人まで60m ³	1人増す毎に12m ³
理容業、美容業、写真業	従業員5人まで60m ³	1人増す毎に12m ³
食肉販売業、魚介類販売業、八百屋、生鮮食品販売業、 豆腐こんにゃく製造業、クリーニング業、汚物洗張業	従業員5人まで60m ³	1人増す毎に12m ³
上記の区分に該当しないもの	従業員5人まで60m ³	1人増す毎に12m ³

(令和元年10月1日現在)

下水道(農業集落排水・コンプラ含む)使用料早見表

令和元年10月1日現在

水量 (m ³)	認定水量 (一般家事用)	使用料(税込) (円)	水量 (m ³)	認定水量 (一般家事用)	使用料(税込) (円)
1		2,200	51	7人	8,268
2		2,200	52		8,416
3		2,200	53		8,564
4		2,200	54		8,712
5		2,200	55		8,860
6		2,200	56		9,008
7		2,200	57		9,156
8	1人	2,200	58	8人	9,304
9		2,200	59		9,452
10		2,200	60		9,600
11		2,348	61		9,748
12		2,496	62		9,896
13		2,644	63		10,044
14		2,792	64		10,192
15		2,940	65	9人	10,340
16	2人	3,088	66		10,488
17		3,236	67		10,636
18		3,384	68		10,784
19		3,532	69		10,932
20		3,680	70		11,080
21		3,828	71		11,228
22		3,976	72	10人	11,376
23	3人	4,124	73		11,524
24		4,272	74		11,672
25		4,420	75		11,820
26		4,568	76		11,968
27		4,716	77		12,116
28		4,864	78		12,264
29		5,012	79	11人	12,412
30	4人	5,160	80		12,560
31		5,308	81		12,708
32		5,456	82		12,856
33		5,604	83		13,004
34		5,752	84		13,152
35		5,900	85		13,300
36		6,048	86	12人	13,448
37	5人	6,196	87		13,596
38		6,344	88		13,744
39		6,492	89		13,892
40		6,640	90		14,040
41		6,788	91		14,188
42		6,936	92		14,336
43		7,084	93	13人	14,484
44	6人	7,232	94		14,632
45		7,380	95		14,780
46		7,528	96		14,928
47		7,676	97		15,076
48		7,824	98		15,224
49		7,972	99		15,372
50		8,120	100	14人	15,520

※ 認定水量(一般家事用)は、水道水以外に井戸水等を使用されている場合に適用されま
す。ただし、井戸水等に計測装置(水道メーター)を設置している場合は除きます。